

特別職等の給与等一覧(県内町・近隣市)

1 市・町の概要

区分		自治体名	人口 (人) (R5.3.31現在)	面積 (km ²) (R5.3.31現在)	職員数(人) (R5.4.1現在)		ラスパイレス指数			財政力指数		
					合計	(うち一般行政職)	R2年 (R2.4.1現在)	R3年 (R3.4.1現在)	R4年 (R4.4.1現在)	R3年	R4年	R5年 (見込)
町	類似団体	太子町	33,645	22.61	216	137	97.2	97.5	97.5	0.621	0.626	0.631
		猪名川町	29,394	90.33	260	156	99.2	99.4	100.4	0.579	0.586	0.605
		稲美町	30,643	34.92	169	104	99.3	99.4	98.5	0.759	0.687	0.653
		播磨町	34,806	9.13	210	139	99.4	99.1	97.9	0.852	0.837	0.817
	その他	多可町	18,924	185.19	196	193	98.7	99.1	99.0	0.33	0.33	0.33
		市川町	11,022	82.70	127	83	97.8	97.5	96.5	0.38	0.37	0.36
		福崎町	18,805	45.79	151	118	99.4	98.7	98.5	0.72	0.7	－
		神河町	10,559	202.23	320	90	97.7	97.0	97.5	0.37	0.354	0.363
		上郡町	13,790	150.26	158	110	96.2	95.9	95.9	0.51	0.502	0.494
		佐用町	15,339	307.44	241	186	96.4	96.4	96.1	0.29	0.29	0.29
		香美町	15,857	368.77	285	137	94.3	94.5	94.2	0.23	0.23	0.232
		新温泉町	13,274	241.01	270	155	96.7	95.8	96.0	0.245	0.243	0.241
	近隣市	姫路市	527,088	534.35	4,034	2,541	101.3	101.2	101.4	0.873		
		相生市	27,243	90.40	283	179	99.3	98.9	99.2	0.547	0.527	0.517
		赤穂市	45,174	126.85	933	274	96.8	96.9	97.4	0.71	0.68	0.66
		宍粟市	34,981	658.54	675	302	97.7	97.2	97.4	0.342	0.337	－
		たつの市	73,649	210.87	530	395	99.5	99.4	99.1	0.544	0.531	0.523
		加古川市	259,294	138.48	1,811	1,068	100.7	100.5	100.5	0.892	0.877	－
		高砂市	87,781	34.38	1,001	513	99.8	99.5	99.5			

2 特別職の給料月額・手当について

		(1)給料(令和5年4月1日時点)					(2)手当(令和5年4月1日時点)			
		現行(条例で定める額)			減 額 措 置		期末手当	役職加算	減 額 措 置	
		月額(円)	適用年月日	地域手当率	減額措置内容	減額の期間	(月分)	(%)	内 容	減額の期間
太子町	町長	890,000	H10.4.1		20%減額	R5.1.1～R8.11.12	4.3	10%	基礎額(給料月額)を20%減額	R5.1.1～R8.11.12
	副町長	730,000	H10.4.1		10%減額	H26.4.1～当分の間	4.3	10%	基礎額(給料月額)を10%減額	H26.4.1～当分の間
	教育長	675,000	H10.4.1		8%減額	H27.4.1～当分の間	4.3	10%	基礎額(給料月額)を8%減額	H27.4.1～当分の間
猪名川町	町長	860,000	H7.4.1	6%	30%減額	R3.10.1～R7.7.31	4.3	10%		
	副町長	710,000	H7.4.1	6%			4.3	10%		
	教育長	674,000	H27.4.1	6%			4.3	10%		
稲美町	町長	890,000	H26.4.1	3%			4.35	10%		
	副町長	730,000	H26.4.1	3%			4.35	10%		
	教育長	690,000	H26.4.1	3%			4.35	10%		
播磨町	町長	920,000	H11.4.1				4.35	10%		
	副町長	760,000	H11.4.1				4.35	10%		
	教育長	705,000	H11.4.1				4.35	10%		
多可町	町長	807,000	H26.4.1				4.3	10%		
	副町長	648,000	H26.4.1				4.3	10%		
	教育長	598,000	H26.4.1				4.3	10%		
市川町	町長	747,000	H13.4.1		10%減額	H29.4.1～R6.3.31	4.35	10%	基礎額(給料月額)を10%減額	H29.4.1～R6.3.31
	副町長	636,500	H13.4.1		10%減額	H29.4.1～R6.3.31	4.35	10%	基礎額(給料月額)を10%減額	H29.4.1～R6.3.31
	教育長	589,000	H13.4.1		10%減額	H29.4.1～R6.3.31	4.35	10%	基礎額(給料月額)を10%減額	H29.4.1～R6.3.31
福崎町	町長	830,000	H15.4.1				4.35	10%		
	副町長	673,000	H15.4.1				4.35	10%		
	教育長	620,000	H15.4.1				4.35	10%		
神河町	町長	760,000	H19.4.1				4.35	10%		
	副町長	620,000	H19.4.1				4.35	10%		
	教育長	560,000	H19.4.1				4.35	10%		
上郡町	町長	776,000	H27.4.1				4.25	10%		
	副町長	638,000	H27.4.1				4.25	10%		
	教育長	595,000	H27.4.1				4.25	10%		

		現行(条例で定める額)			減 額 措 置		期末手当	役職加算	減 額 措 置	
		月額(円)	適用年月日	地域手当率	減額措置内容	減額の期間	(月分)	(%)	内 容	減額の期間
佐用町	町長	811,000	H27.4.1				4.35	10%		
	副町長	662,000	H27.4.1				4.35	10%		
	教育長	613,000	H27.4.1				4.35	10%		
香美町	町長	752,000	H26.4.1				4.4	10%		
	副町長	616,000	H26.4.1				4.4	10%		
	教育長	564,000	H26.4.1				4.4	10%		
新温泉町	町長	736,000	H17.10.1				4.3	10%		
	副町長	588,800	H17.10.1				4.3	10%		
	教育長	533,600	H17.10.1				4.3	10%		
姫路市	市長	1,180,000	H23.4.1	3%			4.4	20%	△15%	当分の間
	副市長	960,000	H23.4.1	3%			4.4	20%	△10%	当分の間
	教育長	810,000	H23.4.1	3%			4.4	20%	△5%	当分の間
相生市	市長	897,000	H28.4.1		8.6%減額	H28.4.1～R7.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出した期末手当額から、さらに、112,000円を減額している。	H28.4.1～R7.3.31
	副市長	744,000	H28.4.1		3.5%減額	H28.4.1～R7.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出した期末手当額から、さらに、98,000円を減額している。	H28.4.1～R7.3.31
	教育長	646,000	H28.4.1		1.4%減額	H28.4.1～R7.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出した期末手当額から、さらに、87,000円を減額している。	H28.4.1～R7.3.31
赤穂市	市長	894,000	H26.4.1		15%減額	R5.5.1～R6.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出	R5.5.1～R6.3.31
	副市長	742,000	H26.4.1		5%減額	R5.5.1～R6.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出	R5.5.1～R6.3.31
	教育長	644,000	H26.4.1		5%減額	R5.5.1～R6.3.31	4.4	15%	減額後給料により算出	R5.5.1～R6.3.31
宍粟市	市長	880,000	H22.4.1		10%減額	R5.5.1～R7.4.30	4.1	10%	減額後給料により算出	R5.5.1～R7.4.30
	副市長	712,000	H22.4.1		10%減額	R5.5.1～R7.4.30	4.1	10%	減額後給料により算出	R5.5.1～R7.4.30
	教育長	638,000	H22.4.1		10%減額	R5.5.1～R7.4.30	4.1	10%	減額後給料により算出	R5.5.1～R7.4.30
たつの市	市長	965,000	R4.4.1		20%減額	R4.4.1～R7.11.12	4.4	15%	減額後給料で算出	R4.4.1～R7.11.12
	副市長	800,000	R4.4.1		12%減額	R4.4.1～R7.11.12	4.4	15%	減額後給料で算出	R4.4.1～R7.11.12
	教育長	685,000	R4.4.1		8%減額	R4.4.1～R7.11.12	4.4	15%	減額後給料で算出	R4.4.1～R7.11.12
加古川市	市長	1,094,000	R2.4.1				4.35	20%		
	副市長	904,000	R2.4.1				4.35	20%		
	教育長	779,000	R2.4.1				4.35	20%		
高砂市	市長	1,012,000	H24.4.1				4.35	15%		
	副市長	832,000	H24.4.1				4.35	15%		
	教育長	702,000	H24.4.1				4.35	15%		

	(3) 現行の特別職の給与等の改定根拠(方法)について	(4) 特別職の給与等の改定予定について			
		改定予定	実施予定日	検討中	予定なし
太子町	町長: 選挙時公約による 副町長・教育長: H26.4.1 特別職報酬等審議会による(他市町の状況や財政状況を参考に審議)	○	R6.4.1		
猪名川町	町長: 選挙時公約による				○
稲美町					○
播磨町	特別職報酬審議会(H26年)による(他市町の状況や財政状況を参考に審議)				○
多可町	特別職報酬等審議会による(他市町の状況や財政状況を参考に審議)		未定	○	
市川町	町長・副町長・教育長: R5.1.30 特別職報酬等審議会答申による(他市町の状況や財政状況を参考)				○
福崎町					
神河町	給料に関しては、平成19年4月1日に改定 期末手当については、平成30年4月1日に改定				○
上郡町					○
佐用町					○
香美町	H26.4.1 特別職報酬等審議会による(他市町の状況や財政状況を参考に審議)			○	
新温泉町	特別職報酬等審議会による				○
姫路市				○	
相生市	市長/副市長/教育長…H27年度特別職報酬審議会答申により、改定後、R4年度開催の同審議会において、H28年度以降の人事院勧告に基づく部長級の給与改定率が非常に小さく少額となること、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価上昇に伴い影響を受けた地域社会の現状等を考慮し、総合的に勘案した結果、給与について据え置きとした。(H27年度特別職報酬等審議会において、一般職職員の平成19年度から平成27年度までの給与の減額率である1.63%の減額とした。減額後の給料に加え、市長8.6%、副市長3.5%、教育長1.4%を自主減額している。)				○
赤穂市	市長・副市長 : 一般職(管理職)給料における前回改定時からの減額率(△1.88%)を参考に、他市との相対比較、職務・職責の重要性、市民の納得性の観点から1%を減額。 議員 : 他市との相対比較により据置く。			○	
宍粟市					
たつの市	市長・副市長・教育長: H22.2.22 特別職報酬等審議会による				○
加古川市	改定日: 令和2年2月4日、特別職報酬等審議会による。 改定根拠(方法): 特別職の職責、類似団体及び県下各市の状況、一般職の職員の給与との比較、財政状況、地域経済の動向等の諸情勢、前回改定以後の一般職の給与改定率を勘案し、改定している。			○	
高砂市					

3 議員の報酬額等（令和5年4月1日時点）

(1) 議員の報酬月額等				(2) 期末手当		(3) 条例定数
	議長	副議長	議員	月分	加算	定数
太子町	390,000	300,000	271,000	4.30	10%	15
猪名川町	404,000	327,000	300,000	4.35	10%	16
稲美町	415,000	320,000	295,000	4.35	10%	14
播磨町	405,000	310,000	285,000	4.35	10%	14
多可町	330,000	240,000	215,000	4.30	10%	14
市川町	335,000	245,000	225,000	4.35	10%	12
福崎町	370,000	280,000	255,000	4.35	10%	14
神河町	335,000	245,000	225,000	4.35	10%	12
上郡町	395,000	302,000	271,000	4.25	10%	10
佐用町	370,000	290,000	270,000	4.35	10%	14
香美町	321,000	237,000	214,000	4.40	10%	16
新温泉町	320,000	230,000	208,000	4.30	10%	16
姫路市	823,000	747,000	685,000	4.40	20%	45
相生市	495,000	424,000	386,000	4.40	15%	14
赤穂市	486,000	415,000	375,000	4.40	15%	18
宍粟市	448,000	370,000	346,000	4.10	10%	16
たつの市	524,000	448,000	404,000	4.40	15%	20
加古川市	673,000	610,000	563,000	4.35	20%	31
高砂市	629,000	575,000	522,000	4.35	15%	19

4 非常勤特別職等の報酬額

(1)非常勤特別職等の報酬額(令和5年4月1日時点)

		太子町		猪名川町		稲美町		播磨町		多可町		市川町		福崎町		神河町		上郡町		佐用町	
非常勤特別職等の名称		支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)
選挙管理委員会	委員長	日額	8,600	年額	120,000	年額	245,000	年額	244,000	年額	70,000	年額	100,000	年額	176,000	年額	100,000	年額	95,000	年額	123,000
	委員	日額	8,400	年額	100,000	年額	212,000	年額	211,000	年額	60,000	年額	80,000	年額	176,000	年額	80,000	年額	85,500	年額	103,000
農業委員会	会長	年額	207,000	年額	300,000	年額	310,200	年額	305,000	月額	基本給 18,000 能率給 予算の 範囲内で町長が定	年額	130,000	年額	220,000	年額	125,000	月額	20,000	月額	30,000
	副会長	年額	191,000	-	-	年額	260,200			月額	基本給 16,000 能率給 予算の 範囲内で町長が定					年額	110,000	月額	16,800	月額	25,000
	委員	年額	186,000	年額	225,000	年額	249,200	年額	268,000	月額	基本給 12,000 能率給 予算の 範囲内で町長が定	年額	110,000	年額	186,000	年額	110,000	月額	16,100	月額	24,000
	農地利用最適化 推進委員	年額	186,000	年額	225,000	年額	124,600			月額	基本給 10,000 能率給 予算の 範囲内で町長が定	年額	110,000	年額	186,000	年額	110,000	月額	11,500	月額	18,000
教育委員会	委員	月額	35,000	年額	320,000	年額	309,000	年額	31,000	年額	280,000	年額	160,000	年額	255,000	年額	175,000	月額	23,500	月額	34,200
消防団	団長	年額	123,000	年額	120,000	年額	157,300	年額	21,500	年額	180,000	年額	150,000	年額	165,000	年額	150,000	年額	128,000	年額	136,000
	副団長	年額	90,000	年額	85,000	年額	117,000	年額	16,250	年額	100,000	年額	100,000		93,000	年額	100,000	年額	93,000	年額	96,000
	分団長	年額	43,000	年額	43,000	年額	61,100	年額	9,750	年額	50,000	年額	45,000		54,000	年額	50,000	年額	44,000	年額	46,000
	副分団長	年額	40,000	年額	20,000	年額	52,300	年額	7,500	年額	36,500	年額	25,000		3,000	年額	40,000	年額	40,000	年額	36,500
	部長	-	-	年額	15,000	年額	37,800	年額	7,500							-	-	年額	38,000	年額	21,000
	班長	年額	36,500	年額	15,000	年額	16,500								30,000	年額	35,000			年額	21,000
	団員	年額	36,500	年額	11,500	年額	16,500			年額	20,000	年額	20,000		30,000	年額	30,000	年額	36,500	年額	21,000
監査委員	学識経験者	月額	43,000	年額	400,000	年額	373,000	年額	400,000	年額	300,000	年額	240,000	年額	304,000	年額	300,000	月額	28,900	月額	30,000
	議会選出者	月額	30,000	年額	280,000	年額	295,000	年額	310,000	年額	120,000	年額	160,000	年額	230,000	年額	145,000	月額	21,800	月額	19,000
スポーツ推進委員		年額	60,000	日額	8,000	年額	73,500	日額	8,500	年額	18,000	日額	8,000	日額	9,800	日額	8,000	年額	50,400	年額	39,000
選挙長		日額	11,200	日額	12,000	日額	10,700	日額	11,000	1回	12,000	日額	10,000			1回	12,000	日額	10,400	日額	10,800
選挙立会人		日額	10,100	日額	10,500	日額	8,900	日額	9,000	1回	9,000	日額	10,000	日額	10,800	1回	10,000	1回	8,700	日額	8,900
投票管理者	投票所	日額	12,900	日額	13,000	日額	12,700	日額	13,000	1回	13,000	日額	12,000	日額	12,700	1回	12,000	1回	11,200	日額	12,800
	期日前投票所	日額	12,300	日額	12,000			日額	11,500	1回	12,000	日額	12,000	日額	11,200	1回	11,000 又は9,000	日額	10,000	日額	11,300
投票立会人	投票所	日額	11,700	日額	12,000	日額	10,800	日額	11,000	1回	11,000	日額	12,000	日額	12,300	1回	12,000	1回	10,100	日額	10,900
	期日前投票所	日額	10,400	日額	11,000			日額	10,000	1回	10,000	日額	12,000	日額	10,800	1回	11,000 又は9,000	日額	8,900	日額	9,600
開票管理者		日額	11,200	日額	12,000	日額	10,700	日額	11,000	1回	11,000	日額	10,000			1回	12,000	1回	10,400	日額	10,800
開票立会人		日額	10,100	日額	10,500	日額	8,900	日額	9,000	1回	9,000	日額	10,000	日額	10,800	1回	10,000	1回	8,700	日額	8,900
介護認定審査会	委員	日額	12,500	日額	18,400	日額	15,000	日額	15,000	1回	12,500	1回	12,500			日額	神崎郡広域で開催 会長、委員長、副委員長 30,000 委員12,500	日額	11,900	日額	12,500
障害程度区分認定審査会	委員	日額	12,500	日額	18,400	日額	15,000	日額	15,000	1回	12,500	1回	12,500			日額	神崎郡広域で開催 会長13,500 委員12,500	日額	11,900	日額	12,500
委員その他	委員長	日額	8,600					日額	9,000							日額	8,000				
	委員	日額	8,400					日額	8,500							日額	8,000	日額	7,800		

		太子町		香美町		新温泉町		姫路市		相生市		赤穂市		宍粟市		たつの市		加古川市		高砂市	
非常勤特別職等の名称		支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)	支給区分	支給額(円)
選挙管理委員会	委員長	日額	8,600	年額	80,000	月額	6,000	月額	122,000	月額	38,500	月額	68,500	年額	180,000	月額	45,000	月額	57,000	月額	57,000
	委員	日額	8,400	年額	67,000	月額	5,000	月額	82,000	月額	18,500	月額	18,500	年額	144,000	月額	30,000	月額	43,000	月額	45,000
農業委員会	会長	年額	207,000	月額	27,000	月額	23,000	年額	667,000	月額	43,500	月額	48,000	月額	43,000	月額	47,000	月額	69,000	月額	57,000
	副会長	年額	191,000	月額	20,000			年額	566,000	月額	38,500	月額	38,000			月額	42,000	月額	60,000	月額	49,000
	委員	年額	186,000	月額	20,000	月額	18,000	年額	490,000	月額	35,500	月額	34,000	月額	33,000	月額	41,000	月額	53,000	月額	45,000
	農地利用最適化 推進委員	年額	186,000	月額	18,000	月額	18,000	月額	38,000	月額	35,500	月額	34,000	月額	28,000	月額	38,000	月額	48,000	月額	39,000
教育委員会	委員	月額	35,000	月額	22,000	月額	16,000	月額	134,000	月額	59,000	月額	60,500	月額	35,000	月額	62,000	月額	77,000	月額	67,000
消防団	団長	年額	123,000	年額	150,000	年額	157,500	年額	88,400	年額	232,500	年額	362,500	年額	200,000	年額	120,000	年額	149,000	年額	156,000
	副団長	年額	90,000	年額	116,000	年額	87,000	年額	66,200	年額	158,500	年額	232,500	年額	160,000	年額	83,800	年額	107,000	年額	110,000
	分団長	年額	43,000	年額	43,000	年額	52,500	年額	44,200	年額	82,000	年額	151,500	年額	46,000	年額	50,500	年額	72,000	年額	65,000
	副分団長	年額	40,000	年額	34,000	年額	34,500	年額	35,400	年額	43,500	年額	50,000	年額	31,000	年額	45,500	年額	45,500	年額	45,500
	部長	-	-	年額	29,000	年額	28,500	年額	19,800	年額	38,000	年額	44,500	年額	26,000	年額	37,000	年額	37,000	年額	37,000
	班長	年額	36,500	年額	23,000	年額	27,000	年額	19,800	年額	37,000	年額	37,500	年額	23,000	年額	37,000	年額	37,000	年額	37,000
	団員	年額	36,500	年額	20,000	年額	24,000	年額	17,600	年額	36,500	年額	15,000	年額	21,000	年額	36,500	年額	36,500	年額	36,500
監査委員	学識経験者	月額	43,000	月額	27,000	月額	27,000	月額	156,000	月額	97,500	月額	116,500	月額	50,000	月額	90,000	月額	188,000	月額	121,000
	議会選出者	月額	30,000	月額	22,000	月額	22,000	月額	62,000	月額	38,500	月額	39,000	月額	30,000	月額	41,000	月額	42,000	月額	115,000
スポーツ推進委員		年額	60,000	日額	6,300	日額	6,800	年額	44,000	日額	7,600	年額	39,000	年額	60,000	年額	60,000	日額	9,000	月額	10,000
選挙長		日額	11,200	1回	10,800	日額	10,800	日額	10,800	日額	10,600	1回	28,000	日額	10,800	日額	13,400	日額	16,000	日額	14,000
選挙立会人		日額	10,100	1回	8,900	日額	8,900	日額	8,900	日額	8,800	1回	8,500	日額	8,900	1回	12,000	日額	14,000	1回	13,000
投票管理者	投票所	日額	12,900	1回	12,800	日額	12,800	日額	12,800	1回	12,600	日額	12,800	時間	980	日額	13,400円以内	日額	16,000	日額	14,000
	期日前投票所	日額	12,300	1回	11,300	日額	11,300	日額	11,300	日額	11,100	日額	11,300	時間	980	日額	13,400円以内	日額	16,000	日額	13,000
投票立会人	投票所	日額	11,700	1回	10,900	日額	10,900	日額	10,900	1回	10,700	日額	10,500	時間	840	日額	13,000円以内	日額	14,000	日額	13,000
	期日前投票所	日額	10,400	1回	9,600	日額	9,600	日額	9,600	1回	9,500	日額	9,300	時間	840	日額	13,000円以内	日額	14,000	日額	12,000
開票管理者		日額	11,200	1回	10,800	日額	10,800	日額	10,800	1回	10,600	1回	19,500	日額	10,800	1回	13,400	日額	16,000	1回	14,000
開票立会人		日額	10,100	1回	8,900	日額	8,900	日額	8,900	1回	8,800	1回	8,500	日額	8,900	1回	12,000	日額	14,000	1回	13,000
介護認定審査会	委員	日額	12,500	日額	12,500	日額	12,500	日額	15,500	日額	11,500			日額	12,500	日額	12,500	日額	15,000		
障害程度区分認定審査会	委員	日額	12,500	日額	12,500	日額	12,500	日額	12,500	日額	11,500			日額	12,500	日額	12,500	日額	15,000		
委員その他	委員長	日額	8,600	日額	6,300			日額	11,000	日額	8,100					日額	9,100	日額	11,000		
	委員	日額	8,400	日額	6,300			日額	9,800	日額	7,600					日額	8,600	日額	9,000		

5 一般行政職給料等について

(1)一般行政職の最高給与月額等について（令和5年4月支給分）							
	役職名	年齢	職務の級	給料	地域手当	管理職手当	合計
太子町	部長	59歳	6	405,900		67,000	472,900円
猪名川町	部長	57歳	7	434,700	30,972	75,000	540,672円
稲美町	部長	56歳	7	437,400	16,437	89,000	542,837円
播磨町	筆頭部長	52歳	7	428,600	12,858	125,000	566,458円
多可町	理事	55歳	6	405,900		60,000	465,900円
市川町	課長	54歳	6	407,200		48,864	456,064円
福崎町	参事	59歳	7	424,900		80,731	505,631円
神河町	課長	60歳	6	404,400		63,000	467,400円
上郡町	課長	57歳	6	407,500		40,000	447,500円
佐用町	課長	59歳	6	407,200		55,000	462,200円
香美町	課長	54歳	6	402,900		40,000	442,900円
新温泉町	課長	55歳	5	390,800		40,000	430,800円
姫路市	理事	60歳	9	514,200	15,426	128,000	657,626円
相生市	部長	58歳	7	441,000		61,000	502,000円
赤穂市	部長(理事)	58歳	8	462,200	27,732	82,000	571,932円
宍粟市	部長	58歳	6	407,000		67,000	474,000円
たつの市	部長(理事)	59歳	8	455,800		82,200	538,000円
加古川市	部長	58歳	9	498,800	18,264	110,000	627,064円
高砂市	理事	59歳	8	468,600	23,430	101,000	593,030円

(2)一般行政職の管理職手当の月額について

	9級				8級				7級			
	職名	金額	職名	金額	職名	金額	職名	金額	職名	金額	職名	金額
太子町												
猪名川町									部長	75,000	部参事	62,000
稲美町									部長・局長	89,000		
播磨町									筆頭部長	125,000	部長・会計管理者	110,000
多可町												
市川町												
福崎町									技監	20%	参事	19%
神河町												
上郡町												
佐用町												
香美町												
新温泉町												
姫路市	局長	128,000	理事	103,000	部長	94,000			課長	77,000		
相生市									部長	61,000	参事	52,000
赤穂市					理事	82,000			部長	66,000		
宍粟市												
たつの市					理事	82,200			部長	77,400		
加古川市	部長	110,000	担当部長	97,000	次長・参事	83,000			課長	71,000		
高砂市					理事・部長	22%	参事	17%	室長・次長	17%		

	6級				5級						備考
	職名	金額	職名	金額	職名	金額	職名	金額	職名	金額	
太子町	部長・次長	67,000	課長・所長・局長	56,000	副課長・副所長・副局長	33,000					
猪名川町	課長	52,000	課参事	42,000	主幹	37,000					
稲美町	参事・課長	64,000			課長・次長	64,000	副課長	42,000			
播磨町	筆頭課長	80,000	課長・局長	70,000	課長補佐・室長補佐・事務局長補佐	40,000					
多可町	理事	60,000	課長	50,000	副課長	35,000					
市川町	課長室長局長所長	給料額の12%			副課長所長館長	給料額の9%					
福崎町	課長	17%			副課長	12%					
神河町	課長・局長・特命参事	63,000	参事	40,000	副課長・副局長	40,000					
上郡町	課長	40,000			副課長	20,000					
佐用町	課長・局長	55,000			室長・支所長	42,000	園長	32,000			
香美町	課長	40,000	総務課長	45,000	副課長	25,000	参事	30,000			
新温泉町	会計管理者・支所長・総務課長	40,000	課長	30,000	会計管理者・支所長・総務課長	40,000	課長	30,000	副課長	15,000	
姫路市	※課長補佐	42,000			※係長	38,000					※出先機関の長に限る
相生市	課長	44,000	主幹	37,000	主幹	37,000	副主幹	32,000			
赤穂市	参事	43,000	課長	43,000							
宍粟市	参事	69,000	部長	67,000	課長	52,000	副課長	40,000			
たつの市	参事	62,300	課長	52,900	課長	52,900	主幹	40,000			
加古川市	副課長	59,000			指導主事	40,000					
高砂市	課長	14%	副課長	10%							

(3)一般行政職の初任給について(令和5年4月1日時点)

学卒(試験)	大学卒		短大卒		高卒	
号級等	号級	月額	号級	月額	号級	月額
太子町	1-25	185,200	1-17	169,800	1-9	158,900
猪名川町	1-29	191,700	1-19	172,600	1-9	158,900
稲美町	1-29	191,700	1-21	175,300	1-13	164,100
播磨町	1-29	191,700	1-21	175,300	1-13	164,100
多可町	1-25	185,200	1-15	167,100	1-5	154,600
市川町	1-21	175,300	1-13	161,600	1-5	154,600
福崎町	1-25	185,200	1-15	167,100	1-5	154,600
神河町	1-21	175,300	1-13	164,100	1-5	154,600
上郡町	1-25	185,200	1-17	169,800	1-9	158,900
佐用町	1-29	191,700	1-19	172,600	1-9	158,900
香美町	1-25	185,200	1-15	167,100	1-5	154,600
新温泉町	1-25	185,200	1-17	169,800	1-9	158,900
姫路市	1-27	194,800	1-15	173,000	1-7	161,600
相生市	1-29	191,700	1-19	172,600	1-9	158,900
赤穂市	1-25	185,200	1-15	167,100	1-5	154,600
宍粟市	1-25	185,200	1-17	169,800	1-9	158,900
たつの市	1-29	191,700	1-19	172,600	1-9	158,900
加古川市	1-29	191,700	1-19	172,600	1-9	158,900
高砂市	-	193,400	-	172,600	-	160,300